

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 27 年 4 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1 統計調査の承認等の状況（総括表）	1
基幹統計調査の承認	1
一般統計調査の承認	2
届出統計調査の受理	3
2 一般統計調査の承認	5
食品ロス統計調査（外食調査）（平成 27 年承認）（農林水産省）	5
医療経済実態調査（平成 27 年承認）（厚生労働省）	6
3 届出統計調査の受理	8
(1) 新規	8
インターネット消防モニター調査（平成 27 年届出）（東京消防庁）	8
スポーツ合宿等受入実態調査（平成 27 年届出）（長野県）	9
寒冷地手当等の支給状況に関する調査（平成 27 年届出）（広島県）	10
平成 27 年度市民意識調査「人口減少・超高齢化を見据えたコンパクトなまちづくりについて」（平成 27 年届出）（北九州市）	11
(2) 変更	12
学習旅行実態調査（平成 27 年届出）（長野県）	12
産業廃棄物経年変化実態調査（平成 27 年届出）（東京都）	13
高知県職場の健康づくり実態調査（平成 27 年届出）（高知県）	15
中小企業景況調査（平成 27 年）（愛知県）	16
給与、勤務条件等に関する調査（平成 27 年届出）（広島県、広島市）	17
職種別民間給与実態調査附帯調査（平成 27 年届出）（岐阜県）	18

〔利用上の注意〕

- 1 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下、「本月報」という。）中で「指定統計」とは、改正前の統計法（昭和 22 年法律第 18 号。以下「旧統計法」という。）第 2 条の規定に基づき、総務大臣が指定した統計をいう。
- 2 本月報中で「指定統計調査」とは、旧統計法下において、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 3 本月報中で「承認統計調査」とは、改正後の統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「新統計法」という。）により廃止された統計報告調整法（昭和 27 年法律第 148 号）の規定に

基づく総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。

- 4 本月報中で「届出統計調査」とは、旧統計法下にあつては、第8条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいい、新統計法下にあつては、第24条第1項又は第25条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。
- 5 本月報中で「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する統計をいう。旧統計法下の指定統計のうち、新統計法施行の段階（平成21年4月1日）で引き続き作成されていたものについては、基幹統計に移行している。
- 6 本月報中で「基幹統計調査」とは、基幹統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 7 本月報中で「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう。
- 8 本月報中の目次等における調査名の後ろの「平成 年承認」「平成 年届出」については、本月報の編集に係るシステム管理上、付記しているものである。

基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
該当無し			

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H27.4.3	食品ロス統計調査（外食調査）	農 林 水 産 大 臣
H27.4.27	医療経済実態調査	厚 生 労 働 大 臣

注）本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。

届出統計調査の受理

(1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H27.4.6	インターネット消防モニター調査	東京消防庁 消防総監
H27.4.6	スポーツ合宿等受入実態調査	長野県知事
H27.4.20	寒冷地手当等の支給状況に関する調査	広島県 人事委員会委員長
H27.4.23	平成27年度市民意識調査「人口減少・超高齢化を見据えたコンパクトなまちづくりについて」	北九州市長

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(新規)について掲載したものである。

(2) 変 更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H27.4.6	学習旅行実態調査	長野県知事
H27.4.16	産業廃棄物経年変化実態調査	東京都知事
H27.4.17	高知県職場の健康づくり実態調査	高知県知事
H27.4.20	中小企業景況調査	愛知県知事
H27.4.20 H27.4.22	給与、勤務条件等に関する調査	広島県 人事委員会委員長
H27.4.24	職種別民間給与実態調査附帯調査	岐阜県 人事委員会委員長

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(変更)について掲載したものである。

一般統計調査の承認

【調査名】 食品ロス統計調査（外食調査）（平成27年承認）

【承認年月日】 平成27年4月3日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室

【目的】 外食における食品の使用状況と食べ残し量を把握し、外食における食べ残し発生量、食べ残し率を明らかにし、「第3次食育推進基本計画」の策定、食品ロス削減に係る施策の推進に資する資料を整備することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 食品ロス統計調査 外食調査票（平成27年度）

【公表】 インターネット及び印刷物（調査実施年の7月下旬）

【調査票名】 1 - 食品ロス統計調査 外食調査票（平成27年度）

【調査対象】（地域）2都府（東京都、大阪府）（単位）事業所（属性）日本標準産業分類に掲げる細分類7511 - 旅館、ホテル、細分類7611 - 食堂、レストラン（専門料理店を除く）、細分類7621 - 日本料理店、細分類7622 - 料亭、細分類7623 - 中華料理店、細分類7624 - ラーメン店、細分類7625 - 焼肉店、細分類7629 - その他の専門料理店、細分類7631 - そば・うどん店、細分類7641 - すし店、細分類7651 - 酒場、ピヤホール、細分類7671 - 喫茶店、細分類7691 - ハンバーガー店、細分類7692 - お好み焼き・焼きそば・たこ焼店、細分類7962 - 結婚式場業を営む事業所（抽出枠）母集団名簿 統計法（平成19年法律第53号）第27条第1項に基づき総務大臣が整備する事業所母集団データベースから作成した調査対象名簿

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）105 / 111, 125（配布）調査員（収集）調査員（記入）他計（把握時）平成27年6月のうち1日間（系統）農林水産省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成27年6月上旬～6月下旬

【調査事項】 1. 調査時期、2. メニュー名、3. 調査対象食数、4. 料理名、5. 食品名、6. 調査標本メニュー1食当たりの正味重量、7. 調査標本メニュー1食当たりの正味重量のうち不可食部分の重量、8. 調査対象食数全ての食べ残し重量

【調査名】 医療経済実態調査（平成27年承認）

【承認年月日】 平成27年4月27日

【実施機関】 厚生労働省 保険局 医療課 保険医療企画調査室

【目的】 本調査は、病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、また、医療保険の保険者の財政状況の実態を把握することにより、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 病院調査票 2 - 一般診療所調査票及び同補助票 3 - 歯科診療所調査票及び同補助票 4 - 保険薬局調査票及び同補助票 5 - 保険者調査票

【公表】 インターネット（調査実施年の11月上旬）

【調査票名】 1 - 病院調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）社会保険による診療を行っている病院（抽出枠）厚生労働省が保有する医療施設基本ファイル

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）2,700/7,900（配布）郵送（収集）郵送、オンライン（記入）自計（把握時）調査実施年の3月末までに終了する直近の2事業年（度）（系統）厚生労働省（中央社会保険医療協議会）- 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）2年（実施期日）調査実施年の5月下旬～6月末

【調査事項】 1. 基本データ（病院の概要）、2. 損益、3. 給与、4. 資産・負債、5. キャッシュ・フロー、6. 租税公課、7. 設備投資額等

【調査票名】 2 - 一般診療所調査票及び同補助票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）社会保険による診療を行っている一般診療所（抽出枠）厚生労働省が保有する医療施設基本ファイル

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）3,400/67,800（配布）郵送（収集）郵送、オンライン（記入）自計（把握時）調査実施年の3月末までに終了する直近の2事業年（度）（補助票については調査実施年の5月31日現在）（系統）厚生労働省（中央社会保険医療協議会）- 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）2年（実施期日）調査実施年の5月下旬～6月末

【調査事項】 1. 基本データ（診療所の概要）、2. 損益、3. 給与、4. 資産・負債、5. 租税公課、6. 設備投資額等

【調査票名】 3 - 歯科診療所調査票及び同補助票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）社会保険による診療を行ってい

る歯科診療所（抽出枠）厚生労働省が保有する医療施設基本ファイル

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）1,200/58,500（配布）郵送（収集）郵送、オンライン（記入）自計（把握時）調査実施年の3月末までに終了する直近の2事業年（度）（補助票については調査実施年の5月31日現在）（系統）厚生労働省（中央社会保険医療協議会）-民間事業者-報告者

【周期・期日】（周期）2年（実施期日）調査実施年の5月下旬～6月末

【調査事項】1.基本データ（歯科診療所の概要）、2.損益、3.給与、4.資産・負債、5.租税公課、6.設備投資等

【調査票名】4-保険薬局調査票及び同補助票

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所（属性）社会保険による調剤を行っている保険薬局（抽出枠）厚生労働省が保有する保険薬局基本ファイル

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）1,700/41,900（配布）郵送（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）調査実施年の3月末までに終了する直近の2事業年（度）（補助票については調査実施年の5月31日現在）（系統）厚生労働省（中央社会保険医療協議会）-民間事業者-報告者

【周期・期日】（周期）2年（実施期日）調査実施年の5月下旬～6月末

【調査事項】1.基本データ（保険薬局の概要）、2.損益、3.資産・負債、4.租税公課、5.設備投資額等

【調査票名】5-保険者調査票

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所（属性）組合管掌健康保険及び共済組合の各保険者（抽出枠）調査実施前年度末現在の各保険者

【調査方法】（選定）全数（客体数）1,500（配布）郵送（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）調査実施前年度末現在。ただし、直営保養所・保健会館に関する事項のうち、利用者数、総収入及び総支出については、調査実施前年度の状況（系統）厚生労働省（中央社会保険医療協議会）-報告者

【周期・期日】（周期）2年（実施期日）調査実施年6月上旬～8月31日

【調査事項】1.土地に関する事項（施設の種類、名称、所在地、地目、面積、取得年月日、取得価格、帳簿価格、固定資産税評価額、時価評価額、評価方法、評価年月）2.直営保養所・保健会館に関する事項（施設の種類、名称、所在地、建築面積、延べ面積、帳簿価格、利用者数、総収入、総支出）

届出統計調査の受理

(1) 新規

【調査名】 インターネット消防モニター調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年4月6日

【実施機関】 東京消防庁 企画調整部 広報課

【目的】 本調査は、東京都民の消防行政や防災に対する認識、平素の防災体制の実態及び消防行政に対する意見や要望などを把握し、今後の消防行政施策の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 インターネット消防モニター調査 調査票

【調査票名】 インターネット消防モニター調査 調査票

【調査対象】 （地域）東京消防庁管内（東京都のうち、稲城市及び島しょ地域を除く。）
（単位）個人 （属性）東京消防庁管内に在住する満20歳以上の男女（抽出枠）東京消防庁ホームページより公募した東京消防庁管内に在住する満20歳以上の男女から地域・年齢別等に有意抽出する。

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）500 / 11,000,000 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）平成27年5月上旬、平成27年6月上旬、平成27年7月上旬、平成27年11月上旬、平成27年12月上旬 （系統）東京消防庁 - 報告者

【周期・期日】 （周期）毎年 （実施期日）平成27年5月から平成28年1月まで

【調査事項】 1. 消防少年団の周知状況及び危険物品の認知状況等、2. 応急手当講習の周知状況等、3. 日常生活の事故状況に関する周知状況等、4. 大規模観覧施設等の防火対策、5. 消防団の周知状況等

【調査名】 スポーツ合宿等受入実態調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年4月6日

【実施機関】 長野県観光部観光誘客課

【目的】 本調査は、長野県内外からのスポーツ合宿等の状況を把握し、スポーツ合宿等の誘致推進の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - スポーツ合宿等受入実態調査（小学校用、中学校用、高等学校用）調査票 2 - スポーツ合宿等受入実態調査（大学・企業・地域のクラブ活動）調査票

【調査票名】 1 - スポーツ合宿等受入実態調査（小学校用、中学校用、高等学校用）調査票

【調査対象】 （地域）長野県内全域 （単位）事業所 （属性）宿泊施設（旅館、ホテル、民宿、ペンション等） （抽出枠）スポーツ合宿等の受入れを市町村が把握している宿泊施設

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）500 （配布）郵送 （収集）郵送・その他（FAX） （記入）自計 （把握時）4月～3月の1年間 （系統）長野県 - 市町村 - 報告者

【周期・期日】 （周期）毎年 （実施期日）毎年3月27日頃～5月31日頃

【調査事項】 1．学校所在地、2．受入生徒実数、3．受入年月日・宿泊数、4．延べ宿泊生徒数、5．学習旅行の種類、6．学習旅行の主な目的

【調査票名】 2 - スポーツ合宿等受入実態調査（大学・企業・地域のクラブ活動）調査票

【調査対象】 （地域）長野県内全域 （単位）事業所 （属性）宿泊施設（旅館、ホテル、民宿、ペンション等） （抽出枠）スポーツ合宿等の受入れを市町村が把握している宿泊施設

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）500 （配布）郵送 （収集）郵送・その他（FAX） （記入）自計 （把握時）4月～3月の1年間 （系統）長野県 - 市町村 - 報告者

【周期・期日】 （周期）毎年 （実施期日）毎年3月27日頃～5月31日頃

【調査事項】 1．所在地、2．受入利用者実数、3．受入年月日・宿泊数、4．延べ宿泊利用者数、5．学習旅行の主な目的

【調査名】 寒冷地手当等の支給状況に関する調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年4月20日

【実施機関】 広島県 人事委員会事務局 公務員課

【目的】 地方公務員法の規定の趣旨に基づき，地方公務員の給与を民間の従業員の給与等と比較検討するため 職種別民間給与実態調査(人事院実施の一般統計調査)で調査事項とされていない事項について把握することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 寒冷地手当等の支給状況に関する調査 調査票（平成27年度）

【調査票名】 1 - 寒冷地手当等の支給状況に関する調査 調査票（平成27年度）

【調査対象】（地域）広島県内全域（単位）事業所（属性）4月分の最終給与締切日現在において，企業規模が従業員50人以上かつ事業所規模が従業員50人以上の民間事業所であって，以下の日本標準産業分類の大分類に属するもの「農業，林業」，「漁業」，「鉱業，採石業，砂利採取業」，「建設業」，「製造業」，「電気・ガス・熱供給・水道業」，「情報通信業」，「運輸業，郵便業」，「卸売業，小売業」，「金融業，保険業」，「不動産業，物品賃貸業」，「学術研究，専門・技術サービス業」，「宿泊業，飲食サービス業」，「生活関連サービス業，娯楽業」，「教育，学習支援業」，「医療，福祉」，「複合サービス事業」(中分類の「郵便局」に分類されるものを除く。)，「サービス業」(中分類の「宗教」及び「外国公務」に分類される者を除く。)(抽出枠)職種別民間給与実態調査(人事院の一般統計調査)の母集団事業所のうち，国における寒冷地手当の指定基準を満たしている地域に所在する事業所(ただし，当該地域は平成15年2月1日現在の市町村単位によるものとする。)

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）11/1,248（配布）郵送・その他（職員調査）（取集）郵送・その他（職員調査）（記入）併用（把握時）4月分の最終給与締切日現在（系統）広島県人事委員会 - 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成27年5月1日から平成27年6月18日まで

【調査事項】 寒冷地手当等の支給状況

【調査名】 平成27年度市民意識調査「人口減少・超高齢化を見据えたコンパクトなまちづくりについて」(平成27年届出)

【受理年月日】 平成27年4月23日

【実施機関】 北九州市市民文化スポーツ局市民部広聴課

【目的】 北九州市では、平成15年に策定した市町村の都市計画に関する基本的な方針である「北九州市都市計画マスタープラン」について、今後、急激に進行する人口減少、超高齢化を見据えて、コンパクトなまちづくりを実現する観点から、その見直しに着手したところである。この調査は、都市計画マスタープランを見直すにあたり、まちづくりに関する市民の皆様の意識を把握するために、まちづくりに対する取組みの評価やまちの将来像、今後のまちづくりの方向性などについて、皆様のお考えをお尋ねすることを目的とする。

【調査の構成】 平成27年度市民意識調査「人口減少・超高齢化を見据えたコンパクトなまちづくりについて」調査票

【調査票名】 平成27年度市民意識調査「人口減少・超高齢化を見据えたコンパクトなまちづくりについて」調査票

【調査対象】 (地域)北九州市全域 (単位)個人 (属性)20歳以上の市民 (抽出枠)住民基本台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,000/810,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査日現在 (系統)配布:
北九州市 - 民間事業者 - 報告者、回収:報告者 - 北九州市

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成27年6月22日~7月17日

【調査事項】 1.住みたい場所とその理由について 等

(2) 変更

【調査名】 学習旅行実態調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年4月6日

【実施機関】 長野県観光部山岳高原観光課

【目的】 本調査は、長野県外からの学習旅行の状況を把握し、学習旅行誘致対策等の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 学習旅行実態調査（小学校用、中学校用、高等学校用）調査票

【調査票名】 学習旅行実態調査（小学校用、中学校用、高等学校用）調査票

【調査対象】 （地域）長野県内全域 （単位）事業所 （属性）宿泊施設（旅館、ホテル、民宿、ペンション等） （抽出枠）学習旅行受入れを市町村が把握している宿泊施設

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）500 （配布）郵送 （収集）郵送・その他（FAX） （記入）自計 （把握時）4月～3月の1年間 （系統）長野県 - 市町村 - 報告者

【周期・期日】 （周期）毎年 （実施期日）毎年3月27日頃～5月31日頃

【調査事項】 1．学校所在地、2．受入生徒実数、3．受入年月日・宿泊数、4．延べ宿泊生徒数、5．学習旅行の種類、6．学習旅行の主な目的

【調査名】 産業廃棄物経年変化実態調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年4月16日

【実施機関】 東京都環境局資源循環推進部計画課

【目的】 本調査は、毎年度東京都内産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の排出量、処理量等を調査・推計することにより、処理状況を把握し、東京都の産業廃棄物施策を検討する基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 産業廃棄物経年変化実態調査票 2 - 産業廃棄物実態調査票

【調査票名】 1 - 産業廃棄物経年変化実態調査票

【調査対象】 （地域）東京都内全域（島しょを除く）（単位）個人（属性）1.「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第12条第10項の規定に基づき「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」を東京都知事に提出した者 2.同法律第12条の2第11項の規定に基づき「特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書」を東京都知事に提出した者（以下、1及び2を総じて「多量排出事業者」と記載。）（抽出枠）調査実施年度の前年度の多量排出事業者の名簿

【調査方法】（選定）全数（客体数）600（配布）郵送（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）調査実施年度の前年度3月31日現在（一部の項目については、調査実施年度の前年度1年間の実績）（系統）東京都 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）1年（産業廃棄物実態調査を実施する年は実施しない。）（実施期日）毎年6月末日

【調査事項】 1.回答者の従業員数、2.産業廃棄物の発生量、3.処理方法、4.最終処分方法等

【調査票名】 2 - 産業廃棄物実態調査票

【調査対象】（地域）東京都内全域（島しょを除く）（単位）事業所（属性）1.建設業に属する事業所のうち、多量排出事業者及び多量排出事業者除く資本金規模別の上位約3700事業所、2.製造業に属する事業所のうち、多量排出事業者及び多量排出事業者を除く従業者規模別の上位約9000事業所、3.医療、福祉業に属する事業所のうち、多量排出事業者及び多量排出事業者を除く従業者規模別の上位約1400事業所、4.建設業、製造業、医療、福祉業以外の多量排出事業者及び多量排出事業者を除く従業者規模別の上位約5300事業所（抽出枠）多量排出事業者は全数、前項の属性に該当する事業所においては、最新の事業者母集団データベースから無作為に抽出する。

- 【調査方法】（選定）全数・無作為抽出（客体数）20,000 / 40,000（配布）郵送（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）調査実施年度の前年度3月31日現在（一部の項目については、調査実施年度の前年度1年間の実績）（系統）東京都 - 民間事業者 - 報告者
- 【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成31年6月末日
- 【調査事項】1．回答者の従業員数、2．産業廃棄物の発生量、3．処理方法、4．最終処分方法等

【調査名】 高知県職場の健康づくり実態調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年4月17日

【実施機関】 高知県 須崎福祉保健所 健康障害課

【目的】 本調査は、高知県須崎福祉保健所管内事業所における従業員の健康づくりの取組を把握し、働き盛りの健康づくりの重要性を知らせることにより、業種団体、事業主及び衛生担当者の従業員の健康づくりに対する意識を高めることを目的とする。

【調査の構成】 高知県職場の健康づくり実態調査 調査票

【調査票名】 高知県職場の健康づくり実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）高知県須崎福祉保健所管内全域（須崎市、中土佐町、梶原町、津野町及び四万十町）（単位）事業所（属性）従業員数が20人以上の事業所（抽出枠）平成21年経済センサス-基礎調査の名簿

【調査方法】（選定）全数（客体数）200（配布）郵送（収集）職員（記入）自計（把握時）平成27年4月1日（系統）高知県-報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成27年5月15日～同年7月31日

【調査事項】 事業所名、所在地、担当者名、従業員数、業種、衛生推進体制、健康管理の取組、たばこ対策の状況、運動指導の状況、メンタルヘルスケアの状況、栄養（飲酒含む）指導の状況、保健指導（睡眠・口腔保健）の状況、従業員の健康課題

【調査名】 中小企業景況調査（平成27年）

【受理年月日】 平成27年4月20日

【実施機関】 愛知県産業労働部産業労働政策課

【目的】 愛知県内中小企業の産業活動の動向に関する基礎的な事項について把握し、地域経済に関する施策の企画・立案及び効果的な推進を図ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 中小企業景況調査票

【備考】 今回の変更は、愛知県中小企業の従業員の賃金動向について調査することにより、今後の施策立案、検討に反映するため。

【調査票名】 1 - 中小企業景況調査票

【調査対象】（地域）愛知県内全域（単位）事業所及び企業（属性）製造業、卸・小売業、建設業、サービス業を営む中小企業（抽出枠）事業所母集団データベースの平成25年次フレームを用いて、以下の基準に該当する愛知県に本社を置く企業から無作為抽出、1 - 製造業・建設業（資本金3億円以下又は従業員300人以下）、2 - 卸売業（資本金1億円以下又は従業員300人以下）、3 - 小売業（資本金5千万円以下又は従業員50人以下）、4 - サービス業（情報通信業、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業）（資本金5千万円以下又は従業員100人以下）

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）2,000/82,000（配布）郵送・その他（FAX）（取集）郵送・その他（FAX）（記入）自計（把握時）毎年4～6月期、7～9月期、10～12月期、1～3月期（系統）愛知県一報告者

【周期・期日】（周期）毎年四半期（実施期日）毎年4～6月期（実施開始日である6月1日に到達するよう5月末日の3日前頃）、7～9月期（実施開始日である9月1日に到達するよう8月末日の3日前頃）、10～12月（実施開始日である12月1日に到達するよう11月末日の3日前頃）、1～3月期（実施開始日である3月1日に到達するよう2月末日の3日前頃）

【調査事項】 1 - 業種、従業員数、当期の経営実績、採算、設備投資、雇用人員、金融機関の貸出態度及び経営上の問題点、行政が今後強化すべき支援策、来期の見通し、採算及び設備投資の計画、2 - 四半期ごとに変更する事項 大学等新卒者の採用動向（毎年1～3月期）、従業員の賃金動向に関する調査（平成27年4～6月期）

【調査名】 給与、勤務条件等に関する調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年4月20日（広島県）

平成27年4月22日（広島市）

【実施機関】 広島県 人事委員会事務局 公務員課

広島市 人事委員会事務局 調査課

【目的】 本調査は、地方公務員法の規定の趣旨に基づき、地方公務員の給与を民間の従業員の給与等と比較検討するため、職種別民間給与実態調査（人事院実施の一般統計調査）で調査事項とされていない事項について把握することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 給与、勤務条件等に関する調査（平成27年度）調査票

【調査票名】 1 - 給与、勤務条件等に関する調査（平成27年度）調査票

【調査対象】 （地域）広島県内全域 （単位）事業所 （属性）4月分の最終給与締切日現在において、企業規模が従業員50人以上かつ事業所規模が従業員50人以上の民間事業所であって、以下の日本標準産業分類の大分類に属するもの「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」（中分類の「郵便局」に分類されるものを除く。）、「サービス業」（中分類の「宗教」及び「外国公務」に分類される者を除く。）（抽出枠）職種別民間給与実態調査（人事院の一般統計調査）の対象事業所

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）（広島市以外）163 / 1248、（広島市）84 / 1,248（配布）職員（収集）職員（記入）他計（把握時）4月分の最終給与締切日現在（系統）（広島市以外）広島県人事委員会 - 報告者、（広島市）広島市人事委員会 - 報告者

【周期・期日】（周期）1年（実施期日）平成27年5月1日から平成27年6月18日まで

【調査事項】 1. 住宅手当の支給状況、2. 通勤手当の支給状況

【調査名】 職種別民間給与実態調査附帯調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年4月24日

【実施機関】 岐阜県人事委員会事務局 職員課

【目的】 本調査は、適正な岐阜県職員の給与等について検討を行うための資料として、職種別民間給与実態調査（人事院の一般統計調査）において調査事項とされていない事項について把握することを目的とし、同調査の附帯調査として実施するものである。

【調査の構成】 職種別民間給与実態調査附帯調査 調査票

【調査票名】 職種別民間給与実態調査附帯調査 調査票

【調査対象】 （地域）岐阜県内全域 （単位）事業所 （属性）4月分の最終給与締切日現在において、次のア及びイに掲げる条件をいずれも満たす事業所 ア 企業規模が従業員50人以上であり、事業所規模が従業員50人以上の事業所。ただし、政府機関及びその関係機関、地方公共団体及びその関係機関、大使館・領事館及び国際連合等の関係機関、企業組合等を除く。 イ 日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱提供・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス業（中分類の「郵便局」に分類されるものを除く。）」、「サービス業（中分類の「宗教」及び「外国公務」に分類されるものを除く。）」（抽出枠）職種別民間給与実態調査対象事業所管理名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）122 / 818 （配布）職員 （収集）職員 （記入）他計 （把握時）4月分の最終給与締切日現在 （系統）岐阜県人事委員会 報告者

【周期・期日】 （周期）不定期 （実施期日）平成27年5月1日～平成27年6月18日

【調査事項】 事業所間での賃金格差等